

# 名家連ニュース

令和5年7月5日(水)  
発行：特定非営利活動法人  
名古屋市精神障害者家族会連合会  
会長 池山 豊子  
TEL/FAX(052)846-5576 NO.938号

## 厚生労働省 第5回社会保障審議会年金部会の概要 ③

### 認定業務に関する体制の整備

#### 日本年金機構・障害年金センターにおける障害年金請求書の審査概要

① 受付・点検(機構職員・委託業者) ⇒ ② 認定診査(認定医・機構職員) ⇒ ③ 裁定審査(機構職員) ⇒ ④ 裁定業務(委託業者)

#### 審査業務の一元化

・ 障害年金の審査業務について、審査の適正性の向上、認定業務の標準化、職員の専門知識・スキルの向上や体制集約による効率化を実現するため、障害厚生年金・障害基礎年金ともに全国一体的な執行体制とすることとし、**全国1か所の拠点として障害年金センターを設置。**

・ 平成28年x月から段階的に全国の障害年金の審査業務を障害年金センターに集約し、平成29年4月、審査業務を一元化。



#### 複数の障害認定医が認定に関与する仕組みの導入(セカンドオピニオン)

・ 障害認定の判断の公正性を一層確保するため、障害認定医の医学的な総合判断を特に要する事例について、複数の認定医が認定に関与する仕組みを導入し、令和元年7月から実施。

#### 障害認定審査委員会の設置

・ 複数の障害認定医で意見が異なる事案について、適切な障害認定を確保するため、障害認定審査委員会を令和元年12月に設置し、令和2年1月からおおむね毎月開催。

### 等級判定ガイドラインの策定

#### 平成27年「障害基礎年金の障害認定の地域差に関する調査結果」を公表

・ 障害基礎年金の新規請求のうち、日本年金機構の各事務センターにおける不支給決定割合(平成22年度から平成24年度まで)を都道府県ごとに比較すると、最も高い大分県は24.4%、最も低い栃木県は4.0% 等

#### 平成28年「精神の障害に係る等級判定ガイドライン」を策定

・ ガイドラインにおいては、障害年金診断書の「日常生活能力の程度」の評価と「日常生活能力

の判定」の評価の平均との組み合わせが、どの障害等級に該当するのか目安を示すとともに、労働に従事していることをもって、直ちに日常生活能力が向上したものと捉えないなど、等級判定に当たって考慮すべき要素を例示

・ ガイドラインを踏まえつつ、診断書の記載内容に基づき個別の事案に即して総合的な評価を実施(平成28年9月～)

## 令和2年「精神の障害に係る等級判定ガイドラインの実施状況について」を公表



・ 新規裁定において、ガイドライン施行後3年間の実績(平成29年度～令和元年度)を見ると、92%のケースでガイドラインで示した障害等級の目安と同じ障害等級で認定されており、認定業務の標準化が推進。

・ 平成24年度とガイドライン施行後3年間の都道府県別「精神障害・知的障害に係る障害基礎年金の支給決定割合(新規裁定)」を比較すると、標準偏差が縮小(10.9→3.5)しており、地域差も改善。

## これまでの障害年金の支給に関する事務の見直し事項

### 20歳前障害基礎年金受給者に係る所得状況届の提出省略

・ 20歳前障害基礎年金受給者の所得状況の確認については、毎年当該受給者に所得状況届の提出を求めていたが、市町村から所得情報の提供を受けることにより当該受給者の所得について確認することとし、所得状況届の提出は原則不要(令和元年7月)

### 障害状態確認届(診断書)の作成期間の拡大

・ 障害状態を定期的に確認するために受給者に提出してもらう障害状態確認届(診断書)について、受給者の負担軽減を図るため、作成期間を提出期限前1か月以内から同3か月以内に拡大(令和元年8月)

### 初診日証明書類の取扱いの見直し

・ 過去に障害年金を請求したものの、不支給と決定された者が、症状が悪化した等の理由で再請求する場合、前回提出した初診日証明書類を利用することを可能にする(令和2年10月)



### 20歳前傷病に係る障害基礎年金における初診日証明手続きの簡素化

・ 初診日証明の参考資料として請求者が記載する「病歴・就労状況等申立書」について、障害認定日が20歳前であることが確認できる場合は、発病から医療機関受診時までの経過を一括して記入できるよう簡素化(令和2年10月)

### 障害年金受給権者等に係る障害状態の再認定の取扱いの見直し

・ 障害年金の更新期間について、障害年金業務統計や実際の認定事例を踏まえ、症状の変化が想定されにくい場合等は5年を目安とするなど、長い更新期間の設定を検討し、受給権者等の負担を軽減するよう見直し(令和2年12月)